２０２０年９月議会　討論　　宮川えみ子　　　１０月７日

宮川えみ子です。日本共産党県議団を代表して討論を行います。

今議会は、福島県も新型コロナで院内クラスターが発生したり、死亡者が４人も出るなど感染拡大が深刻になり、PCR検査の抜本的拡充と医療保健体制の強化、また、くらし経済支援が求められました。

９月１６日、安倍内閣から菅内閣に代わりましたが、コロナ禍の下、新自由主義のスローガンで「自助・共助」を強調しましたが政治の仕事は「公助」です。また、日本学術会議推薦者の任命拒否問題で国民的抗議が広がっています。

復興１０年を迎える中、菅内閣の基本方針に東日本大震災や東京電力福島第一原発事故の記述が全くありませんでした。９月３０日の生業裁判・仙台高裁判決は、国には東電と同等の責任があるとした画期的判決でした。伝承館がオープンしましたが、原発事故での国と東電の批判を認めないあり方が問われました。原発汚染水海洋放出に反対・慎重を求める意見書は県内４２自治体・７割を超えています。また、地球温暖化の下で災害の抜本的対策があらゆる分野で求められましたが、これらの状況を踏まえて以下申し上げます。

初めに、議員提出議案についてです。

議員提出議案第５９号消費税率５％以下への引き下げを求める意見書についてと、同趣旨の請願４３号について一括して申し上げます。

この請願の内容は、昨年１０月の消費税１０％増税とコロナショックという複合危機が日本経済を襲っている、２０２０年４月～６月期の国内総生産も（ＧＤＰ）リーマンショックを超える戦後最悪の落ち込みになった、８月の全国企業倒産も６００件を超え、今、対策を打たなければさらなる倒産と雇用が失われるとして、世界２０ヶ国が経済対策として付加価値税減税を実施しているように、消費税減税を行うべきとしています。

そして、消費税に頼るのではなく、応能負担にのっとった税制を確立し、内部留保を増やし続けている大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すよう求めています。

消費税導入から３１年、増税分はほとんど大企業と大金持ち減税に使われました。法人税率が４２％から２３、２％に、所得税最高税率も６０％から４５％に引き下げられました。大企業は内部留保金を過去最高の４８７兆円に増やした一方で、国民には貧困と格差を広げましたが、そこに新型コロナが襲ったのです。

コロナに起因する解雇も急速に広がり、昨日の厚労省の発表では、解雇・雇止めが見込みも含めて（２日時点で）６万３、３４７人となり、福島県はすでに（９月末）１１３７人と発表されています。製造業・飲食業・小売業・宿泊業・労働者派遣業等多数の解雇が発生しています。これは厚生労働省が地方労働局を通じて把握している数字ですが、民間信用調査会社の東京商工リサーチの発表によると、今年の１月～８月までの休廃業・解散した企業は前年同期に比べ２３、９％も増え、今後コロナが長引けば廃業を検討する可能性があると回答した中小企業は８、８％もあり、「大失業時代が」現実味を帯びてきたとしています。

今年度納税できない中小事業者が、来年２年分納税できる条件はなく、消費税引き下げこそ行うべきです。

地方議会では、消費税の減税を求める意見書が次々と採択されており、埼玉県議会は従来の発想にとらわれず、大胆な緊急経済対策を全力かつ大迅速に行うことが不可欠と、去る、３月２７日消費税の税率を一定期間０％とするよう求める意見書を自民党会派が提出し、共産党も含む賛成多数で採択しています。

本議案は可決し請願は採択すべきです。

次に

議員提出議案第６０号コンビニエンスストア等における証明書の自動交付（コンビニ

交付）サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書と、

同議案第６１号地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書は関連している

ので一括して申し上げます。

これらの意見書は、全国のコンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用して、

罹災証明を自動的に交付ができるように、全国の自治体が連動・共同して進めるためのめの基盤整備と地方自治体のデジタル化を国に求めるものです。

国は、人口の減少・人手不足、コロナ感染症対策等に対応するとして、国と地方を通じた行政手続きのデジタル化をマイナンバーと合わせて推進する、住民基本台帳や税務、ＡＩ等のシステムも標準化し共同利用する、外部人材も利用する、住民の個人データーを含む公共データーのオープン化や利活用も推進するというものです。つまり国が個人の情報を強制的に一括管理し民間にも提供すると言うものです。

地方行政のデジタル化も次の点で大きな問題です。

本来、デジタル化やＡＩの技術は、職員を削減したり無人化したりするのではなく職員が全体の奉仕者として役割を発揮・行政サービスを推進する事ができ、労働負担を軽減するための補助手段として活用できるようにすべきですが、国の方向は全く逆です。

まず、窓口業務ですが、手続き業務と相談業務に切り分け手続き業務をオンラインにシフトして職員がいなくても完結するとしていますが分けることは困難です。例えば、納税ですと滞納理由等を把握し減免になるのかどうか、福祉につなげる必要があるかなどが必要な仕事になってきますし、母子手帳の交付でも、状況を把握し支援サービスの利用を働き掛けていくことも必要です。オンラインにしてしまうと、実際は支援が必要な方も見分けることができません。生活に困窮していても、自ら解決策を見出すことが難しい方、SOSを発することが出来ない方も多くいます。まして高齢化社会が進んでいる中では、この窓口業務の多様な対応はより重要になってきます。

住民基本台帳や税務等の分野でのシステムは法令で定められ民間企業が開発したシステムを利用することになり、自治体独自のサービスもできなくなります。

さらに、地方自治体は、これまで個人情報保護条例を設け、オンライン結合を原則禁止するなど国の個人保護法より厳しい独自の規制を行ってきましたが、この独自の規制を円滑なデータ流通の妨げになっているとして規制見直しが強制されます。

デジタル化という技術革新を国民の暮らしに役立てることは大切です。しかし、安倍政権を継承する菅政権の下では、デジタル化が「自助」を強調して社会保障を切り捨てる新自由主義政策を推進するための手段となり、個人情報保護をないがしろにして監視国家・警察国家につながる危険があります。２０２０年の総務省の情報通信白書では、パーソナルデータ提供にあたって「不安・とても不安」が８割にも上り、森友・加計、桜を見る会、データー改ざんなど、政府に個人情報を預けたくないという国民の不信があります。憲法に基づく政治の信頼こそ求められます。

以上の理由からこの２つの議案には反対です。

次に請願について申し上げます。

初めに、

請願４６号福島県立南会津高等学校の存続を求めることについてです。

これは県立田島高等学校との統廃合を止め、県立南会津高等学校の存続を求める

ものです。

請願者が述べている経過を見ると、この請願は昨年１２月議会で継続審議になった、今年の２月１０日県議会自民党が高校改革は地域の振興策を示してと知事に要望書を提出し、２月県議会では、同高校同窓会が中心になって、実態把握と地域協議を求める同趣旨の請願を出して採択されていると言います。

しかし、７月４日の県教育委員会による住民説明会では、この流れを全く無視した内容で、これまでの様々な論議で、また、地元からのいろいろな提案や要望があっても聞く耳を持たない結論ありきの強引なやり方だったとしています。

例えば、統合した学校に通うのに公共交通を使えと言うが、朝６時のバスに乗り

夕方も、たった１本のバスで、また豪雪地帯の冬をどのようにして通うかの質問に

も答えていない、通えない子どもをどうするかも示していません。

県農業賞を受賞した南郷トマト栽培のため神奈川県から移住してきた方は、地元

に高校があるから安心して移住してきたというように、県が進める施策にも反し

ています。

請願は当然採択すべきです。

次に、請願４７号県立高校への少人数学級導入を位置付け、県立高校改革計画の

再検討を求めることについてです。

新型コロナウイルス対策で身体的距離の確保が求められ全国知事会からも少人数学級を求める意見が高まっていますが、文科省は２０２１年度概算要求に小中学校での少人数学級実現のため金額を明記しない「事項要求」として盛り込みました。文科省は１クラス３０人以下の学級編成に移行する場合、少子化で今後１０年で５万人の教員が余剰となる、また、少人数指導などで３万人の追加配置をしているので計８万人の教員で段階的に進めれば大きな財政負担なしで実現が可能としています。

高校については盛り込みませんでしたが、義務制と同じように高校教員においても少人数学級編成を基本とし再検討すべきです。また、この立場から県立高校改革計画の再検討をすべきです。本請願は採択すべきでものです。

　　　　次に、請願４８号公立学校に１年単位の変形労働時間制を導入しないことを求め

ることについてです。

昨年末の臨時国会で都道府県の条例によって公立学校に１年単位の変形労働時間制の導入を可能とする「給特法一部改正法」が可決されました。２０１７年度の福島県教育委員会の勤務実態調査では、一日あたりの高校教諭の在校時間は休息時間を除いて一日１０時間６分、週当たりの平均時間外勤務は１１時間を超える状態となっています。これは持ち帰り残業は含まれていません。

労働基準法の「１年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑のある職場において所定の勤務時間を１日１０時間まで延長する事を認める制度であり、時間外勤務が恒常的な職場には導入できないとされています。

コロナ禍の下、学校は不測の事態に対応し、コロナ対応をしながら子どもたちに行き届いた教育を行うことが求められています。変形労働時間制の導入は教職員の時間外労働短縮に結びつかないだけでなく実務を複雑化煩雑化にし、１日８時間の労働制に穴をあけることになります。すべての教職員の命と健康を守り、子どもたちに行き届いた教育を実現する立場から県としての条例制定をしないよう求めており、この請願も当然採択すべきです。

よって、議員提出議案第５９号・６０号・６１号、並びに新規請願４３号・４６号・４７号・４８号は採択すべきです。

以上申し上げ討論といたします。